

第2回四公共事業包括的民間委託マーケットサウンディング 質問回答Q & Aについて

今回の質問については、意見交換前、後に分け回答いたします。
数多くの意見等頂きありがとうございました。
市場調査の意見を反映した仕様書として今後考慮いたします。

令和元年 7月 23日

宮城県村田町 上下水道課

第2回村田町四公共事業包括的民間委託マーケットサウンディング開催前アンケートにおいて下記質問がありましたので回答とします。

村田町上下水道課 R1.7.23

No.	書類名	頁(旧)	頁(新)	項番号	項目	質問内容	回答
1	村田町四公共事業包括的民間委託仕様書(案)	P.3	同左	第8条第2項	電話受付時間	「電話受付は、毎日午前8時30分から午後5時15分まで」とあるが、解釈によっては365日対応とも受け取れる。土日祝祭日も対応ということによいか。	電話対応業務とすれば緊急時対応については、365日対応となる。 その他については、平日業務時間となる。
2					営業時間	営業業務について、現在、通常日の17:15以降、週1日の夜間対応日の20:00以降の市民への対応はどのようにおこなっているか。	現在は行っていない。
3		P.5	同左	第14条	収納方法の実績	水道料金等徴収に関する業務について、現状の口座振替、コンビニ収納、その他の収納方法の割合、また収納率は。	平成30年度実績 4000件/月 調定 納付書払い 1200件/月 口座引き落とし 2800件/月 平成31年4月からコンビニ収納開始 納付書の内147件がコンビニ納入 収納率 99.28%
4		P.5	同左	第15条第3項	ハンディターミナルの貸与	メーター検針に関する業務について、現在使用されているハンディターミナルをそのまま支給頂けるとの認識によいか。	その通り
5		P.7	同左	第17条	漏水調査及び修繕	漏水調査及び修繕に関する業務について、現状どういう体制でどのように対応されているか。	職員が現地確認、地元業者手配、修繕作業依頼、職員が監督指示 ⇒「修繕」については委託対象外とした
6		P.18	P.17	第51条	災害時の協力	災害時の協力について、災害時の初動対応マニュアルはあるか。	現在検討中、提案を参考に審査したい。
7	村田町四公共事業包括的民間委託仕様書(案)別表1	P. 1	同左	(1)上水道	調定・収納及び滞納整理	各種通知書(納入通知書、督促通知書、催告通知書、給水停止予告通知)はハガキでの発送か、それとも封書詰めで発送か。	現在、督促関係については、封書詰め通知である。
8					調定・収納	「使用水量のお知らせ発送」とは検針時の投函物以外にも発送するものがあるのか。	事業所関係で4件発送ある。 基本検針時に投函となる。
9					調定・収納	「口座振替通知発送」とは、口座振替前の案内通知と考えてよいか。それとも振替後の案内通知か。	口座振替前のことである。
11	特記仕様書「上-1」	P.2	同左	2. 業務内容	タブレット	業務内容に点検記録をタブレットで行うとあるが、そのタブレットは支給されると理解してよいか。	タブレット、携帯は購入願ひ、通信料を負担する。データ閲覧等の権限を与える。 ⇒第18条第3項を参照のこと
12	特記仕様書「上-4」	P.55	P.48	別紙1等	水道用水量器購入個数	メーター購入実績が年度毎の予定数量に対して、差異があった場合の精算方法は。	年実績精算と考える。
13	特記仕様書「上-5」	P.64	P.60	3. 報告書の提出	水質検査業務	毎日検査の結果について、報告書の作成・提出頻度はどの程度を想定しているか。	現在の月1回報告として考えている。
14	村田町四公共事業料金等徴収マニュアル	P.183	P.163	第6条(1)	口座振替に係る手数料	口座振替手数料の単価は。	指定金融機関は、1件10円
15				第6条(2)	郵便振替に係る手数料	郵便振替手数料の単価は。	1件 10円
16				第6条(3)	コンビニ収納に係る手数料	コンビニ収納手数料の単価は。	1件 62円
17				第6条	手数料および郵送料	—	費用負担について「甲の負担」に変更

第2回村田町四公共事業包括的民間委託マーケットサウンディングにおける質問の回答とします。

村田町上下水道課 R1.7.23

No.	書類名	ページ	項番号	質問内容	回答
1	村田町四公共事業 包括的民間委託 仕様書（案）	P.3	第8条第2項（2）	土曜日の窓口について、現状の来客数は	現在は土曜日の窓口業務は実施していない。 包括的民間委託に伴うサービス向上を期待している。
2		P.4	第13条第2項	料金システムの専用端末およびプリンタをそれぞれ1台配置するとあるが、ハードウェアについても甲から乙へ貸与し、設置に係る費用を乙が負担するという認識でよいか。	そのとおり。
3		P.7	第17条	夜間対応についてはどうなるのか。 通報等にも対応する必要があるか。	夜間を含め緊急対応は乙の対応。 修繕の発注および費用負担は甲の対応と考えている。
4		P.7	第17条	民有地での事故等の通報による初動対応時に、民有地の立入許可が必要な場合、現在どのように対応しているのか。	実際に使用されている方にその場で了解を取って対応している。
5		P.7	第17条	維持管理や修繕に関して、現在管工事組合が対応しているのか。	漏水等の緊急時には、管工事業者に対応していただいている。
6		P.20	第69条	管工事組合の活用に関して、対応範囲等は公表していただけるのか。	組合と協議の上、ご提案頂きたい。 組合との提携が公募に際して必須条件ではない。
7	村田町四公共事業 包括的民間委託 仕様書（案）	P.9	第21条第3項（2）	「町が策定した水質検査計画に基づき採水を行い、水質検査を行う。水質検査を行う業者は、水道法20条第3項に規定する水質検査機関とする。」とある。 平成23年10月3日公布の水道法施行規則の一部改正において、水質検査を検査機関に委託する場合は、第三者委託の場合を除き、水道事業者との直接契約が基本とされているようである。	厚生労働省から「第三者委託ではない場合、事業者が登録水質検査機関と直接契約しなければならない」との回答があり、検討の結果、公平性の確保の観点から、上水道事業における水質検査については、中立的な第三者に別途委託を出すこととする。 仕様書第21条第3項および特記仕様書「上-6」を削除する。 なお、公共下水道事業および農業集落排水事業における水質検査については変更はない。
	特記仕様書 上-6			もしその場合、応募可能な業者には、水道法20条第3項に規定する水質検査機関を構成員に含むことが必須になるが、その認識でよいか。	
8	村田町四公共事業 包括的民間委託 仕様書（案）別表2	P.32		維持管理に関する作業数量は現状の作業頻度と同様か。	下水道については現状と同様である。
9		P.35 (別表 2P.10)		農業集落排水施設は合併浄化槽の点検資格が必要と認識している。そのような業者を見つけられない場合、応札に参加できないのか。	現地対応できる有資格者を配置できることが条件となる。
10	村田町給水装置工事マニュアル	P.2	第6条	水圧テスト（チャート紙提出）、DPD法による塩素濃度の確認があるが、それぞれの機器については甲から乙へ貸与いただけるとの認識でよいか。	給水工事業者が行うため、当該費用は本委託には含まれていない。 本委託では確認のみを行うこととなる。

第2回村田町四公共事業包括的民間委託マーケットサウンディングにおける質問の回答とします。

村田町上下水道課 R1.7.23

No.	書類名	ページ	項番号	質問内容	回答
11	特記仕様書 上-7	P.77	第11項	システム・ハードの保守メンテナンスについては対象外という認識であるが、対象となる範囲は。	施設台帳関連の保守メンテナンス作業および費用は委託範囲に含む。 料金システムおよび遠方監視システムの保守メンテナンス作業および費用は委託範囲に含まない。
	特記仕様書 下-4	P.138	第15項		
	特記仕様書 農-2	P.161	第11項		
12	特記仕様書 上-7	P.76	第2項 第3項	技術者資格として、水道施設管理技士2級、給水装置工事主任技術者、技術士、空間情報総括監督管理技術者及び測量士及び実務経験年数などが記載されている。 受託者において本業務を履行するにあたり、標記資格者を準備する文面にとらえられ、受託者の裁量で効率化を図ること、などを考えると標記資格者の項目については、削除をお願いしたい。	本委託が「仕様発注」に基づく委託内容となっていること、また、これまでの委託内容と同程度の精度の保持を目的として、該当条項を記載している。 よって削除は行わないこととする。
	特記仕様書 下-4	P.134	第3項		
	特記仕様書 農-2	P.159	第3項		
13	村田町四公共事業包括的 民間委託仕様書（案）	P.3	第71条	「この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。なお、協議が成立しないときは、甲の解釈によるものとする。」 とあるが、最終的には甲の解釈となる。 甲乙の公平性を期すためには、そのため、「なお、協議が成立しないときは、甲の解釈によるものとする。」の削除をお願いしたい。	本委託が「仕様発注」に基づく委託内容となっていること、また、これまで直営で行っていた業務に関する誤った解釈を防止するため、該当条項を記載している。 よって削除は行わないこととする。
	村田町公共四事業料金等 徴収マニュアル	P.165	第7条		
	村田町給水工事マニュアル	P.168	第8条		
	村田町排水設備工事マ ニュアル	P.171	第10条		
14	積算内訳書（案）			漏水の立ち合い等の作業量は、 その際の作業人員は内訳書のどこに該当するのか。	別表1事業規模の概要に記載がある。 業務費総括表に該当条項を記載してある。
15	決算書			施設台帳更新についてH29の実績は。	上水道事業については「2.配水及び給水費」「14.委託料」に記載がある。公共下水道事業および農業集落排水事業については実績はない。
16				支払の頻度についてはどのように考えているか。 また、数量の増減に伴う清算については。	月1回の支払いを考えている。 清算については年度末。